

惣社講の掛軸

—— 国府周辺調査と若狭国惣社 ——

芝田 寿朗

はじめに

当館では、平成6年より若狭国府周辺の社寺と国府との関係を明らかにすべく国府周辺調査を行ったが、この調査の中で小浜市金屋集落で行われている行事「惣社講」（そうごこう）を調査させていただく機会を得た。

ここでは惣社講で掛けられる掛軸についての若干の資料紹介と併せて若狭国惣社に関しての一考察を述べさせていただきたい。

1. 惣社とは

かねてより、若狭国松永庄新八幡宮に所蔵された絵巻の関連から、若狭国府所在地、中でも平安時代中期以降の国衙（平安初期には国庁・今の県庁）の位置を探る上で極めて重要な手掛かりとなる神社である若狭国の「惣社」を追い求めていた。

ここで問題にする「惣社」とはどのような性格の神社なのであろうか。まずはその成立と概要を述べたい。

我が国では、大化改新以降の『大宝令』等令制の中で、中央（都）から諸国に国司と呼ばれる地方官僚が派遣され、一定の期間（任期）地方国庁（国衙）の官人や郡司等を監督して各国の統括を行った。その役職は、『令義解』に記されるように、長官である「守（国守）」以下、「介（次官）」・「掾（判官）」・「目（主典）」の四等官（国司に史生・博士・医師を含める場合もある）であり、地方国の大小によっては官職人数が異なり大国・上国では四等官が派遣されたが、中国である若狭は国司として守・掾・目が派遣されていた。

また、国司の主な仕事内容は、絶大な権力を行使し一般行政や司法・軍事・警察等の掌握と執行であり、一方で国守は、任国の祀社（神社祭祀）という重要な役目を担っていた。このことから、赴任した国守は、着任早々地方国内各地の主な神社全てを巡拝した。

ところが平安時代も中頃になると、国守は任地へ下らず在京のまま代理とも言える目代（国守の私的雇用者）を派遣する遥任が増え（このため国衙は留守所と呼ばれた）、また下ったとしても赴任国滞在を短期間としたため、とても赴任国内各地の神社をいちいち参拝することが出来ない事態となった。

このような事情から、国衙（赴任国）は、平安中期（11世紀）頃になると、逆に地方国内諸方の主要な神霊を政庁（国衙）近くに集めて（合祀して）神社を建て国守の参拝の便を図ったのが「惣社」であり、その文献上の初見は因幡守平時範の日記『時範記』の承德

3年（1099）である。このような形態が諸国に広まり、この目的で建てられた惣社は、現在も岡山県惣社市はじめ、近くでは福井県武生市の惣社のように広く各地の国府内、もしくは国衙近隣にある。したがって、冒頭にも書いた通り、「惣社」の存在は、直ぐ近くに国衙（国府の中樞建物）があることを暗示しているのである。

また、『時範記』によって、都から赴任した国守はまず惣社に入りその付属施設において装束を正して着任の儀式を済ませ、その後国衙（政庁）に入る習わしであったことがうかがえ、また、その規模も本殿一棟だけではなく関連建物を伴うかなり大きな施設であった例が知られている。

2. 若狭国の惣社

若狭国惣社は、諸国同様一宮成立の前後の11世紀頃には創建されていたと考えられ、その後、建長7年（1255）の『詔戸次第』（若狭彦神社文書）に初めて登場し国衙祭祀が行われていることが見える。また惣社は、文永2年（1265）の『若狭国惣田数帳』（東寺文書）にも「惣社宮」・「同八幡宮」として記載があって、鎌倉時代中期に至っても少ないながらもまだ社領を保持し、国衙と共に確実に機能していたことが判明している。

若狭の場合、この惣社に集められた神霊は、前出『詔戸次第』に当時留守所（遥任で国守不在の国衙）の目代の参拝・奉幣を受けた神社（10社）としてその全容を見ることができる。

『詔戸次第』の「神拝幣得給神返申次第」記載順（『小浜市史』社寺文書編より作成）

記載順	神名	現在の神社名	所在地	『延喜式』	備考
①	若狭彦大明神	若狭彦神社	小浜市竜前	式内社（名神大）	若狭国総鎮守（一宮） （二宮） 縁起では霊亀二年鎮座 「被祓在小浜也」。『統日本記』掲載社か
②	若狭姫大明神	若狭姫神社	小浜市遠敷	式内社（名神大）	
③	賀茂下上	加茂神社	小浜市加茂		
④	八幡三所	八幡神社	小浜市男山		
⑤	多田大明神	多田神社	小浜市多田	式内社	雲月宮付近 現在広嶺神社境内
⑥	久須夜大明神	久須夜神社	小浜市堅海	式内社	
⑦	天満自在天神	天満神社	小浜市千種		
⑧	於瀬大明神	宇波西神社	三方町気山	式内社	
⑨	常神大菩薩	常神社	三方町常神	式内社	日吉神社は多数あり特定できない ¹⁰⁾ 惣社八幡「惣社=祓在」
⑩	日吉三所 八幡大菩薩	日吉神社 消滅	不明（遠敷郡内か） 惣社付近か		

また、若狭で惣社と言え、まず第一に古くより国府所在地と言われてきた小浜市府中集落の惣社⁽²⁾（惣神社・総神社）が上げられ、諸本にはこの惣社を若狭国惣社と見なし、府中に国府が所在したとする説の一つの根拠ともされてきた。

しかし、近年、全国的な国府の調査から「府中」は中世に入ってから国府（国の中心都市）の呼称とする説が発表されており、小浜の府中の場合は資料的にも初見が文和4年（1355）であることなどから、この府中惣社を全国的な惣社創建の時期（11世紀）に直接結び付けることが困難とされてきている。

このようなことから、府中集落以外にも平安時代中期の創建となる別の若狭国惣社が存在する、それも当時若狭国府が位置したと推定されている遠敷・松永地域に必ずある可能性があると考えていた。

これについては、小浜市金屋集落⁽³⁾（旧遠敷村）にあって一般には小浴神社⁽⁴⁾として知られているが、地元金屋では惣社様（そうださん）と呼ばれる神社が存在することを不備であるが既に『福井県立美術館紀要』4号（昭和63年刊）で紹介した。当時、『詔戸次第』、「若狭中手西郷里田内検帳案」（東寺文書）、『若狭国遠敷郡金屋村地字図』などの中世・近世資料などから、小浴神社の惣社としての初見をほぼ鎌倉時代の文永2年（1265）まで溯れるのではないかとし、惣社には太閤検地まで10柱⁽⁵⁾の神々（社殿）がまつられ、検地で社領を失ったことから小浴神社に合祀された経緯まで確認できたが、その10柱の祭神名までは明らかにすることができず、残念ながら国衙に関係する若狭国惣社に結び付けることができなかった経緯がある。

3. 惣社講の掛軸

最近、この金屋集落の小浴神社氏子によって毎年行われている「惣社講」（そうごこう）の掛軸に、この惣社に祀られている多数の神名が書かれていることを氏子の方からご教示いただき、平成9年3月10日の惣社講の日に確認させていただく機会を与えていただいた。

惣社講は、金屋に鎮座する「小浴神社（こみなみじんじゃ）」、別名「惣社様（そうださん）」の氏子22戸によって古くより守り伝えられてきた行事である。近年までは講の当番となる当人（世話人）宅で掛軸を座敷の床間に掛けて祀り、氏子全員がその家に集まって参拝・直会を行う「お講」を行って来たが、最近は集落の公会堂を利用して行われるようになっている。

この掛軸は、後掲写真の通り、中央に「惣社大明神」と神号を墨で大書し、その頭上にこの惣社に集められた若狭国内の主な神社10社を朱書している。

なお、書面中に「笠朝臣正文敬書（印）」として若狭彦神社32代禰宜牟久正文（天保4年没）の名前があり、本軸の製作は、江戸時代末期ではあるが、明確に金屋の惣社に合祀される神々が列挙されており、古くなった掛け軸を更新（内容は其のままに書き直して）

して継承されてきたことが窺える。

この軸で特に注目するのは、朱書の神名であり、それが鎌倉時代に一宮若狭彦神社の神前で国衙行事⁽⁶⁾として読まれた『詔戸次第』に列記される若狭国内の有力神社10社とみごとに一致することである。

すなわち、本来若狭に赴任した国司が巡拝した若狭一宮はじめ三方郡の常神社までの若狭国内有力社がことごとく記されることで、これによって、この惣社（小浴神社合祀）が、単なる遠敷郡や遠敷郷などの狭い範囲の神々を集めた郡や郷の惣社ではなく、郡郷域を越えて広く若狭国内の名だたる神々を勧請した若狭国惣社として最も有力と考えられることである。

なお、小浴神社は現在も若狭彦神社の境内外末社（直轄社）であり、その祭礼に際しては一宮の官司が直接管轄されるなど他の兼務社では見られない祭祀形態を残しており、この辺りにも古代からの一宮との関係や国衙祭祀の流れを窺うことができる。

しかし、地元では、小浴神社と惣社の関係が正確に理解されておらず、小浴神社の別名のように考えられているが、掛軸に朱書された10社の中に小浴神社の名前はない。これは古代において式内社である小浴神社が国守の神拝を受ける神社ではなかったことを語るものであり、検地後に合祀されたとは言え、本来別社であったことを示すものである。

しかし、全国的には11世紀の惣社創建に際して国府、もしくは国衙周辺の式内社⁽⁷⁾が惣社に昇格した例もあるが（この場合、惣社祭祀の諸神に加えられるか）、この惣社の場合の中世末期の合祀であるから明らかに事情が異なるのである。

また、一方で太閤検地以後に側にあった小浴神社に惣社が合祀された経緯が明確に伝えられていないからであろうと思われ、合祀後惣社の諸神の中で若狭彦神社のご祭神が突出し、管理を継承した一宮との関係からか、むしろ若狭彦・姫神社祭祀の彦火々出見尊・豊玉姫命が小浴神社の祭神とされたのではなかろうか。従って、創建の古い『延喜式』所載の小浴神社には、本来のご祭神「小浴明神」があったと考えられるのである。

まとめ

小浜市金屋の惣社（小浴神社合祀）の存在は、少なくとも平安時代中期に遠敷・松永地域の接近した位置に国衙があったことの一つの証しであり、この地域の調査の上ではなくてはならない重要な項目として上げられる。

ただし、国衙も様々な事象で変遷することが多く、若狭国衙がこの惣社に接近した場所において、いつからいつまで存在したかの決め手とはならない。ただ11世紀頃には少なくともこの惣社付近に国衙が存在したことが窺えるのである。

これを裏付けるように最近の遠敷・松永地域の発掘調査では、奈良時代から平安時代にかけての官衙関係遺跡が続々と発見されてきており、一層その意味を重いものとしている。

また、この惣社の位置から、創建時に共に建てられた惣社八幡宮も付近に存在したことがほぼ確実であり、現在はないが、かつて伏見宮領松永庄（莊園）であった遠敷に、小浜市男山鎮座の八幡神社よりも遅く（新しく）成立した八幡宮があったことが判明するのである。

なお、小浜八幡宮は、小浜市谷田部鎮座の八幡宮が元宮と伝えられるように現在の位置での創建年代が明確ではないが、古代からの草創説があり、中世以降「正八幡宮」とも呼ばれており、「新」はこれに対する呼称とも考えられる。

そして中世に入ってもその八幡宮（惣社八幡宮）は惣社とともに国衙に赴任する都人と深く関係し、絵巻⁶⁾の出所とされる遠敷に少なくとも太閤検地の頃まではその形態が維持されていたことが窺えるのである。すなわちこの惣社八幡宮こそが『看聞御記』に登場する松永庄新八幡宮に繋がる神社⁹⁾ではないかと考えている。

最後になったが、現在小浜市金屋の小浴神社氏子の手によってひっそりで行われる惣社講は、掛軸に神名がある本来惣社に勧請された10社を祀る神事である。この講は小浴神社のご祭神を祀る講ではないが、たまたま近世初頭に惣社が小浴神社に合祀されたことによって、恐らくは小浴神社の氏子の方々に受け継がれたのものであろう。それが何時から始まったか、講そのものの起源がはっきりわからないところでもある。

しかし、この行事こそが、かつて若狭国衙によって惣社に集められた若狭国内各地の有力諸神を祀る神事であり、形態こそ異なるが、本来国守（国衙）が行っていた惣社祭祀の現代への継承であるとも言えるのではなかろうか。

わずかながらこの長い来歴の一端がわかるだけに、今後も重要な祭祀として大切に受け継いでいただきたい行事である。本年は、惣社講の日に伺い参拝させていただき、写真掲載のご許可をいただいた。小浴神社氏子の皆様に厚く御礼申し上げる次第である。

註

- (1)『詔戸次第』に記載の10社については殆どその所在が明らかであるが、「日吉三所」は所在が不詳である。若狭国内には多数の日吉神社（比叡神社）が勧請され比定社が特定できないからでもあるが、特に『詔戸次第』記載10社は遠敷郡と三方郡に集中し大飯郡（天長2年建郡）には奇妙に一社もない。文永2年の「若狭国惣田数帳」には、日吉社として本郷宮（大飯郡）・富田郷宮（遠敷郡）・志万郷開発宮（〃）・松永保宮（〃）・松林寺（〃）・三方郷犬丸宮（三方郡）の書き上げがある。なお、小野寺（太良庄）文書の享禄五年（1532）の銘文がある「神名帳写」には、「鎮守大明神十二所 遠敷郡坐十所 正一位勲三等若狭彦大明神 正一位勲三等若狭姫大明神 正一位八幡三所大菩薩 正一位賀茂大明神 正一位勲三等比叡大明神」があり、遠敷郡内に正一位勲三等比叡神社があったことがわかる。この社は、伴信友の『神社私考』には「今按に、郡縣志に山王社在多良庄村、所祭之神輿日吉十禪師同矣、志に云へるも同じ、と云へる神社なるべし」とあ

り、なお、「太良庄村なるは古くより聞こえ給ひ、ことに稜威稜威しく立せ給へればかく説へり、なほ尋考べし、」と結んでいる。このことから遠敷郡内の正一位勲三等比叡神社は太良庄村日吉神社（やはり遠敷郡内）と思われるが特定できない。

- (2)府中集落鎮座の惣社（惣神社・総神社）の創建年次や由来は、『若州管内社寺由緒記』には、「府中村、一 氏神惣社大権現一社、一 天神小宮一社 右二社共神主無之年代由緒差たる者無之」とあり、『若狭郡志』には、「惣社権現社 在下中郡府中村、二月二十五日祭日、而有神事能称伊佐佐祭」とある。また、『遠敷郡誌』には、「惣神社村社にして同村府中宇南町にあり、元総社権現相社権現又は熊野大権現と称す、祭神は五十猛神なり、山神社祭神大山祇命は宇北町より天神社祭神菅原道真公は宇西ノ町より共に明治四十一年合併す」とある。このことから創建年代は今のところ不詳。もし、中世創建であるとしても旧来の惣社の形態が継承されるならば、祭神は金屋惣社と同じく10社の可能性もあり今後の研究が必要である。

なお、昭和11年福井縣神職會発行の『福井県神社誌』には、今富村の頁に「總神社（宇府中）五十猛神を祀る。（同宇無格社天神社祭神菅原道真公。同山神社祭神大山祇命合祀）往昔彌和神社と稱せしを改稱。境内四四四坪、氏子九六戸、例祭四月廿五日」とある。また府中惣社の現状は、鳥居は南方向に向かって建てられているが、本殿は府中集落の東方向にある遠敷を向いており、境内には礎石風の巨石が幾つか確認できることから、過去においてかなりの規模が想定できる。

- (3)小浴神社の鎮座する小浜市金屋集落の本来の集落名は小南であった。この集落名が現在の名に変わったのは、中世に丹南地域（大阪府堺市）から各地に移住した鋳物師（集団）の定住によって農業集落の中に工業集落が生まれたからであり、天正から江戸時代初期頃に小南から現在の金屋に変わったと考えられる。

- (4)金屋集落鎮座の小浴神社は、延喜年間（901～922）編集の『延喜式』の「卷十神名下」に掲載される式内社であり、鎮座は平安時代以前に溯ると考えられる。小浴神社の創建年次や由来は、『若州管内社寺由緒記』には「金屋村氏神 一 惣社と申宮一社御座候は上下宮末社の由申候」とあり、『若狭郡志』には、「惣社御前社在同村、上下宮之末社也」とある。また、『遠敷郡誌』には、「小浴神社 同村金屋宇惣社谷にあり、若狭彦附屬社にして國帳に正五位小浴明神あり、當地方小南と稱す、小南大明神又惣社大明神と稱す、祭神は彦火々出見尊・豊玉姫命なり、神名帳考証（伴信友）に木靈伊勢國相鹿木太御神社とあり」とある。伴信友は、『神社私考』で「按に國帳今現る本に、當郡正五位小浴明神とある、谷ノ字は、浴の散水の蟲食などにて、缺たるまゝに寫傳へたるにて、決く小浴明神なり」と考証している。このようなことから式内社「正五位小浴明神」が本来祀られていたことが推定できる。なお、小浴神社は「惣社御前社」とも呼ばれており、惣社の前に位置したことを示しているのではないかと考えられる。小浴神社の祭神であった正五位小浴明神は、中世末期に惣社（10柱）が小浴神社へ合祀され、若狭彦神社直轄末社となった結果、惣社の主祭神であった彦火々出見尊・豊玉姫命が合祀後の神社の中心となり、本来の産土神小浴明神が諸記録から失せてしまったのではないかとと思われる。小浴神社の現状は、深遠な森の中

に鎮座され、長く集落の氏神として尊敬を受けてきた。同社は小字惣社谷に鎮座し、神前の水田には小字惣社前・倉谷があり、惣社谷には多数の段畑が残され、一部には井戸跡が確認されていて、過去に付近に建物のあった形跡が見受けられる。惣社前から国分集落にかけての水田は弥生時代から中世にかけての土器の散布地であり、主に律令期の須恵器が多く、陶硯（円面硯）の破片も2種類2点が採取されていて文字を書く施設（恐らく官衙）の存在が推定されている。

文永2年（1265）の「若狭国惣田数帳」に見られる惣社・同八幡宮は、少ないながらその神田が西郷（遠敷）及び雑色名（志摩郷）にある。直接結び付けることができないが同じく文永2年の「若狭中手西郷里田内検帳案」記載の河上里（遠敷谷）別記の「惣社南圭・北圭」が一宮（若狭彦神社）の神田の分布形態の特徴から遠敷谷の中にある現在の小浴神社付近に想定できることから、ほぼこの惣社（小浴神社合祀）であろうと推定することが可能となる。つまり、鎌倉時代中期においてもなお遠敷の惣社（小浴神社合祀）が少ないながらも神田を持ち、同じく「若狭国惣田数帳」記載の国衙とともに機能していたことを示しているものと考えられる。

- (5)小浴神社と惣社の関係は、小浴神社、及び熊野神社（金屋）の文書によれば、「本来10社が別にあったが、太閤検地によって社領が召し上げられ、一社（小浴神社）に合祀された」と記されている。国惣社が完全に没落し、隣接した式内社小浴神社に合祀されたことが窺える。なお、現在小浴神社の周辺には古墳が多数点在する。この地域に所在の式内社は、ほとんどがその背後や周辺に近接して古墳を伴う場合が多い所もその創立と関連して興味深い。
- (6)若狭国の古代末期から中世にかけての国衙機構の仕組みは複雑であり、朝廷任命の国守（派遣された目代）の統括する国衙（留守所）と、幕府方守護が政務を執る守護所（若狭では税所か・後の府中か）が並立して別の機構〔「若狭国惣田数帳」の元享年間（1321～1323）注記にある「国衙と税所相論税所沙汰」〕として別地に存在した可能性もあり、類例はないが国衙に倣って府中に惣社が創設されたとも考えられるのではなかろうか。
- (7)集落本来の名である小南村は、伴信友の考証によれば、「金屋村は今の遠敷村に近く隣りて南に当たれり、故に小南といへるにもやあらむ」と記している。村内に鎮座する「延喜式」記載の式内社・小浴神社の小浴（小南）によるものとも考えられている。現在、金屋集落内には、産土神である小浴神社と、近世初頭に鋳物師が勧請したと伝えられる熊野神社の2社が鎮座し、双方の氏子が一つの集落を形成している。全国的には国府近くに「府南社」の例もあり、小南の意味も併せて考えるべきか。
- (8)絵巻とは、伏見宮貞成親王の日記「看聞御記」の嘉吉元年（1441）の条に記録される、松永庄新八幡宮所蔵の伴大納言絵詞・吉備大臣入唐絵巻・彦火々出見尊絵巻等である。かつて遠敷・松永両谷に跨がる松永庄内にあった新八幡宮に伝来し、この年に天覧に供され再び同社へ返還された。その後、小浜藩主酒井家の所蔵となり、伴大・吉備に付属する添状には「昔より遠敷にありし品にて」と明記されている。ただし宮中から出た品が最も所蔵されそうな一宮や二宮ではなく、新八幡宮にあったことがポイントで、これからも新八幡宮の尋常ではない社格が感じられる。なお、

金屋（小南）は、小浴神社文書等によれば古くに遠敷から分地されたことが記されている。

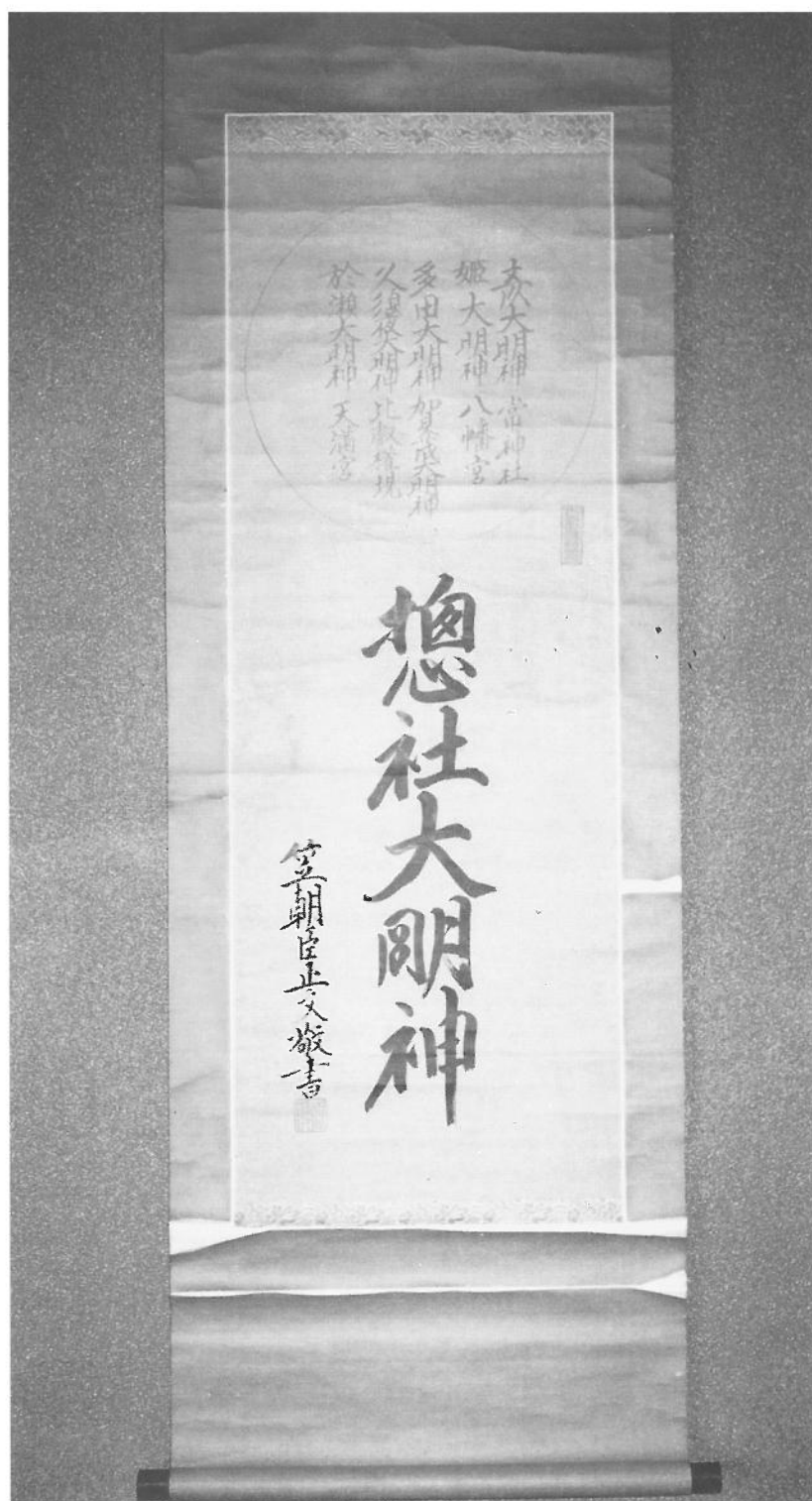
- (9)松永庄内（遠敷・松永）には、若狭第一の神社である一宮や二宮があるにもかかわらず、新八幡宮に、宮中絵巻が伝来したことや、また「看聞御記」の嘉吉元年当時持ち出された絵巻が再び返還された経緯などから、単なる田舎の氏神ではない社格が見て取れる。遠敷でこのような宝物が奉納される神社は、一宮や二宮以外には若狭国に關係する社格の伴う惣社以外には考えられないところである。

平安時代末期に後白河法皇が製作させた多数の絵巻が、その没後蓮華王院宝蔵にしまわれていたが、鎌倉時代初期に宮中の絵（貝）合わせの賞品として参加公卿に下賜され、その中の誰かが若狭国に關係する国司として赴任、もしくは誰かを派遣し、若狭国の神社に宝物として奉納させたのではなかろうか。それがたまたま一宮ではなく国司に深く關係のあった惣社・同八幡宮であったのではなかろうか。やがて時を経て国衙は幕府方の勢力の前に消滅し、国衙を背景とする惣社も没落したことから惣社八幡宮も衰退し、小浜八幡（正八幡宮）に対して新八幡宮と呼称が変化したのではないか。そして太閤検地によってその新八幡も姿を消したのではないか。絵巻の若狭への妥当な流入経路が窺える過程であるが、残念ながら推測の域をでない。

（参考文献）

『若州管内社寺由緒記』堂谷憲勇氏 山口久三氏編（原本延宝3年編）。『越前若狭地誌叢書』下「若狭郡県志」杉原丈夫氏 松原信之氏編（原本元禄年中編）。『遠敷郡誌』（大正11年刊）。『伴信友全集』巻二「神社私考」伴信友著。『国府』木下良氏著。『小浜市史』社寺文書編小浜市教育委員会刊。『日本歴史地理用語辞典』「府中」木下良氏著。『北陸道の国府』藤岡謙二郎氏著。『国学院大学研究紀要』「中世国衙祭祀と一宮・惣社」岡田莊司氏著。『日本絵巻大成』「彦火々出見尊絵巻」小松茂美氏著。『福井県史』資料編2中世 福井県発行。『国史大辞典』吉川弘文館。

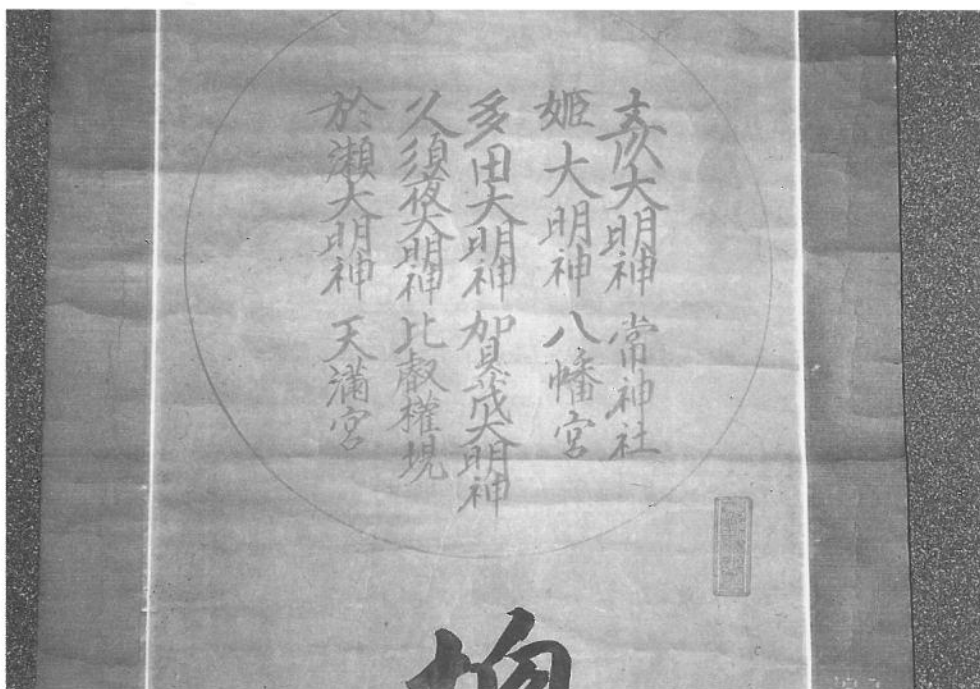
（当館学芸員）



▲惣社講の掛軸（惣社講所蔵）



▲式内社 小浴神社〔惣社〕(小浜市金屋)



▲惣社講掛軸 神名部分〔拡大〕



▲総神社〔惣社〕(小浜市府中)



▲総神社〔惣社〕社殿 (小浜市府中)



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
(承認番号) 平10北複、第198号

▲小浜市遠敷・金屋周辺地図（惣社の位置）